

左官職種(左官作業)

<p>作業の定義</p>	<p>こて(鏝)及びこて板を使用し、建物の壁や床、土塀などに対し、塗り仕上げる左官工事(注)施工作業をいう。 注 左官工事の定義(左官施工法2008:(社)日本左官業組合連合会発行) 可塑性のある材料を現場において使用し、所定の場所に必要な厚さに塗り、あるいは吹き付ける工法のことである。使用される材料は現場において調合された材料や既調合製品が水を媒体として混練されている。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習 (1)左官工事施工作業(下塗り及び中塗り) 以下の①、②及び④の1を必須作業とし、他の作業はできる限り技能実習計画に盛り込むこと。 ① 墨出し作業 ② 各種下地に応じた塗り作業 ③ むら直し、中塗り及び上塗り作業 ④ 次の工法の施工作業 1.セメントモルタル塗り工法 2.せっこうプラスタ塗り工法 3.床塗り工法</p>	<p>第2号技能実習 (1)左官工事施工作業 以下の①、③、⑤の1及び3を必須作業とし、他の作業はできる限り技能実習計画に盛り込むこと。 ① 墨出し作業 ② 左官材料の調合及び練合せ作業 ③ 各種下地に応じた塗り作業 ④ むら直し、中塗り及び上塗り作業 ⑤ 次の工法の施工作業 1.セメントモルタル塗り工法 2.せっこうプラスタ塗り工法 3.床塗り工法 ⑥ 左官用材料の種類の判定作業</p>	<p>第3号技能実習 (1)左官工事施工作業 以下の①、②、③、⑥の1・3及び7を必須作業とし、他の作業はできる限り技能実習計画に盛り込むこと。 ① 墨出し作業 ② 左官材料の調合及び練合せ作業 ③ 各種下地に応じた塗り作業 ④ むら直し、中塗り及び上塗り作業 ⑤ ちりまわり塗り、ぬき伏せ及び下げお打ち作業 ⑥ 次の工法の施工作業 1.セメントモルタル塗り工法 2.せっこうプラスタ塗り工法 3.床塗り工法 4.ドロマイトプラスター塗り工法 5.しっくい塗り工法 6.こまい壁塗り工法(土物壁塗り工法) 7.各種吹付工法 8.その他の左官工法(製品の例参照) ⑦ 左官用材料の種類の判定作業</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務 ① 雇入れ時等の安全衛生教育 ② 作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ 左官職種に必要な整理整頓作業 ④ 左官職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤ 保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥ 安全装置の使用等による安全作業 ⑦ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧ 異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>以下の①は必ず一つ以上使用すること。 ① 結合材 1.セメント 2.せっこうプラスタ 3.ドロマイトプラスター 4.消石灰 5.貝灰 6.こまい(木舞)壁土 ② 混和材料 1.無機質混和材 2.合成樹脂系混和材 3.減水剤 4.防水剤 5.しっくい用のり 6.こまい(木舞)壁用のり 7.既調合混和材料 8.顔料 ③ 骨材 1.砂 2.パーライト 3.バーミキュライト 4.膨張頁岩 5.焼成フライアッシュ 6.左官用軽量発泡骨材 7.種石 8.色砂 9.アスファルトモルタル用砕石 10.石粉 11.構造用人工軽量骨材 ④ 水 ⑤ 補強材料 1.すざ 2.下げお 3.しゅろ毛及びバーム 4.グラスファイバメッシュ 5.その他の繊維類 ⑥ 既調合材料 1.ラス下地用既調合軽量セメントモルタル 2.仕上げ塗材用下地調整塗材 3.既調合セメントモルタル 4.カラーセメント 5.かき落しリジン材 6.セメントスタッコ 7.ローラ模様仕上り塗材 8.既調合せっこうプラスタ 9.既調合ドロマイトプラスター 10.既調合しっくい 11.繊維壁材 12.こて塗り用軽量塗材 13.樹脂プラスター 14.セルフレベリング材 ⑦ 補助材料 1.目地棒 2.吸水調整材(接着増強剤) 3.合成樹脂系シーラ 4.防凍剤</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>① 機械・設備 1.ポンプ 2.研磨機 3.吹付機 4.ミキサ 5.各種揚重運搬機械 ② 器具等 1.左官作業用各種手工具 2.各種こて 3.各種こて板 4.墨出し用具 5.定規 6.各種ブラシ 7.自由研削といし 8.保護具(眼鏡、マスク等) 9.各種玉掛用具</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>左官作業結果そのものが製品である。したがって、以下の工法等で仕上げた作業結果が製品となる。 1.しっくい塗り工法 2.ドロマイトプラスター塗り工法 3.せっこうプラスタ塗り工法 4.樹脂プラスター仕上げ塗り工法 5.セメントモルタル塗り工法 6.既調合セメントモルタル塗り工法 7.こまい(木舞)壁塗り工法(大津壁塗り工法、土物壁塗り工法) 8.かき落し粗面仕上げ工法 9.繊維壁材塗り工法 10.人造石塗り及びテラゾ現場塗り工法 11.軽量骨材仕上り塗材塗り工法(パーライト壁工法、ひる石壁工法) 12.GL・ドライウォール工法 13.床塗り工法 14.珪藻土仕上げ 15.擬木・擬石工法 16.引き型及び型抜き工法 17.各種吹付工法</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.コンクリート製品製造作業 2.ブロック積作業 3.れんが積作業 4.タイル張り作業 5.屋根ふき作業 6.防水作業 7.内外装仕上げ作業 8.断熱・吸音作業 9.足場組立て作業のみの場合 10.材料の調合及びこね作業のみの場合 11.こまい(木舞)作業のみの場合 12.GRC製品製造作業 13.サイディング外壁取付作業 14.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		